

食品冷凍技士規程

昭和41年 9月22日常務理事会決定
昭和44年12月17日常務理事会にて一部改正決定
平成 9年 4月25日常務理事会にて一部改正決定
平成13年10月23日常務理事会にて一部改正決定
平成26年12月18日常務理事会改定承認
令和4年2月24日理事会改定承認

(目 的)

第 1 条 この規程は低温に係わる食品の研究、開発、加工、製造、保管ならびに輸送、流通の業務ならびに教育等のそれらの関連業務に従事する技術者に所定の資格を与えて、その技術の向上を図るとともに適正な機器保全により能率を増進し、低温食品の製造、品質保持の不備に起因する損失ならびに食中毒等公衆衛生上の危害、事故の発生を防止することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 食品冷凍技士とは公益社団法人日本冷凍空調学会（以下 本学会 と称す）の名誉会員、特別会員、第 2 種正会員であって、第 3 条による食品冷凍技士としての資格を得た者をいう。

(資格取得・登録)

第 3 条 本学会が第5条の規程により施行する食品冷凍技士資格検定に合格した者を食品冷凍技士補とする。なお、技士補が細則第1条7項の手続きに従い、別に定める登録手数料を納付することにより本学会会長が食品冷凍技士としてその資格を認証し、登録する。

(資格の喪失と復活)

第 4 条 食品冷凍技士が本学会の名誉会員、特別会員、第 2 種正会員の資格を失ったときは食品冷凍技士の資格を失う。

- 食品冷凍技士がその任務に反する行為をしたときは、本学会は理事会の決議に基づき戒告を与えまたは資格を取消することができる。
- 食品冷凍技士で資格を喪失した者が細則に定める手続きをした場合、資格を復活、再登録することができる。

(資格の検定)

第 5 条 食品冷凍技士の資格検定試験は、第 1 条に掲げる業務を行うに必要な専門技術およびその応用能力を有することを判定することを目的とし、細則に定める試験科目につき、毎年 1 回以上行う。

(受 験 資 格)

第 6 条 次の各項目のいずれかに該当する者は食品冷凍技士資格検定試験を受けることができる。

- 第 1 条に掲げる業務に関する細則に掲げる実務経験が通算 1 年以上になる者であって、学校教育法による大学、短期大学または高等専門学校において食品に関する課程を修めて卒業した者、またはこれと同等以上の学力を有する者。
- 実務経験が通算 2 年以上になる者で、学歴を問わない。
- 学歴と実務経験は問わない。ただし、合格者が認証されるときは、通算 2 年以上の実務

経験が必要。なお、認証までの間に1)の要件を満たした場合は、認証に必要な実務経験は通算1年以上とする。

(任 務)

第 7 条 食品冷凍技士は、その学識と実務経験に基づき、第 1 条に掲げる業務を誠実かつ適正に行わなければならない。

(食品冷凍技士考査委員会)

第 8 条 第5条に定める資格の検定に関する事項を処理するために、食品冷凍技士考査委員会(以下 考査委員会 と称す)を設置する。

2. 委員長は理事会の議を経て、会長が委嘱する。委員長は会務を主宰する。
3. 必要ある場合は、委員長は副委員長を選考し、理事会の議を経て会長が委嘱する。委員長が事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
4. 考査委員会は委員 15 名以内をもって組織し、委員は学識経験者のうちから会長が委嘱する。
5. 考査委員会委員の任期は 2 年とする。本委員は再任を妨げない。

食品冷凍技士規程細則

| | | |
|-------|--------|-------------|
| 昭和41年 | 9月22日 | 常務理事会決定 |
| 昭和44年 | 5月29日 | 常務理事会一部改正決定 |
| 昭和49年 | 10月24日 | 常務理事会一部改正決定 |
| 昭和50年 | 12月19日 | 常務理事会一部改正決定 |
| 昭和52年 | 10月28日 | 常務理事会一部改正決定 |
| 平成元年 | 10月13日 | 常務理事会一部改正決定 |
| 平成9年 | 4月25日 | 常務理事会一部改正決定 |
| 平成13年 | 10月23日 | 常務理事会一部改正決定 |
| 平成24年 | 4月20日 | 常務理事会一部改正決定 |
| 平成26年 | 12月18日 | 常務理事会改定承認 |
| 令和4年 | 2月24日 | 理事会改定承認 |

(検定試験及び登録)

第1条 食品冷凍技士検定試験科目は次の通りとする。

但しその他についてはその都度本学会誌等に発表する。

食品冷凍の総論と物理，食品冷凍の化学，冷凍食品の品質管理，冷凍設備と解凍設備、その他

- 食品冷凍技士の検定試験を受けようとする者は、食品冷凍技士考査委員会（以下 考査委員会 と称す）の定める書類に手数料10,000円を添えて規定の日までに、公益社団法人日本冷凍空調学会（以下 本学会 と称す）へ申請しなければならない。
- 食品冷凍技士規程（以下 規程 と称す）第6条にいう実務経験とは、規程第1条に掲げる低温に係わる食品の研究、開発、製造、加工、保管ならびに輸送、流通の業務ならびに教育等のそれらの関連業務に従事することをいう。ただし、単なる技術補助者、作業者としての経験、庶務会計等の事務に関する経験は含まないものとする。
- 考査委員会は受験者に対し規程第6条に定める受験資格の査定ならびに規程第5条の資格検定試験を行う。
- 食品冷凍技士の検定試験を受けるに必要な事項は、前もって本学会誌等に告示する。
- 規程第3条に定める登録手数料は7,000円とする。
- 検定試験に合格した者は技士補となるが、合格発表後3年以内に技士登録手続きをしなければ資格の認証、登録および技士補の権利を失う。なお技士登録に際し、登録申請時から3年以内に開催された本学会が指定する講習会の受講、または本学会が主催する年次大会への参加が必要である。

(資格復活と再登録)

第2条 規程第4条により食品冷凍技士の資格を喪失した者が、資格喪失後5年以内に第2種正会員の入会手続きをした場合、再登録手数料20,000円を支払い、理事会の審議を経ることによりその資格を復活できる。

(食品冷凍技士考査委員会)

第3条 食品冷凍技士の検定試験を議する委員会は委員の5分の3以上の出席がなければならない。

- 考査委員会は、食品冷凍技士の検定試験の実務を、食品冷凍技士試験分科会に委嘱することができる。